

令和 5 年度 第 1 回まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会

日時 令和 5 年 7 月 28 日（金）
午後 3 時 30 分～午後 5 時（予定）
場所 市役所第 2 東分庁舎 2 階 南会議室

1 開 会

2 地域活動支援課長あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

(1) 正副委員長の選任について

(2) まちづくり総合交付金について

(3) 意見交換

(4) 今後の予定について

第 2 回まちづくり総合交付金検証・検討委員会

時期：令和 5 年 9 月頃（予定）

5 その他

6 閉 会

配布資料

資料 1：浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

資料 2：まちづくり総合交付金制度について

資料 3：まちづくり総合交付金申請可能額一覧

資料 4：浜田市まちづくり総合交付金の手引き

資料 5：検証・検討の進め方及び対応について

資料 6：検証・検討の内容及び検討方法等について（案）

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会名簿

1 委員

(敬称略・順不同)

No.	区 分	推薦団体等・職名	役職	氏 名	備考
1	識見者	公立大学法人島根県立大学 浜田キャンパス	准教授	佐々木 真佑	
2	関係行政 機関の委員	島根県西部県民センター 石見地域振興部石央地域振興課	課 長	竹 本 亮	
3	地域協議会	浜田地域協議会	会 長	細 川 良 一	
4		金城地域協議会	委 員	西 田 修	欠席
5		旭地域協議会	会 長	新 森 増 美	
6		弥栄地域協議会	会 長	久 谷 義 美	
7		三隅地域協議会	会 長	齋 藤 正 美	
8	公共的団体の 代表	浜田市まちづくりセンター合同連絡会	副会長	岡 本 薫	

2 事務局

No.	職 名	氏 名	備考
1	地域活動支援課長	末 岡 論 子	
2	地域活動支援課 地域活動支援係長	福 間 裕 介	
3	地域活動支援課 地域活動支援係 主事	土 井 瑞 季	
4	地域活動支援課 地域活動支援係 主事	若 松 弘 樹	
5	金城支所防災自治課長	岩 崎 久 佳	
6	旭支所防災自治課長	戸 田 光 明	
7	弥栄支所防災自治課長	佐々木 誠	
8	三隅支所防災自治課長	石 原 孝 光	

まちづくり総合交付金制度について

1 制度概要

地区まちづくり推進委員会等の住民自治組織に対してまちづくり総合交付金を交付することにより、各地域の特色を活かしたまちづくりの活性化と住民自治の推進を図る。

<趣旨>

- ・過疎化、高齢化した地域の枠組みを大きくし、活動の活性化を図る。
- ・自由度が高く増額した交付金で様々な地域要望に応える。
- ・自治会組織の充実を図り、次世代の担い手を育てる。
- ・複数の補助制度を統合し、一括交付することで事務手続きを簡素化する。
- ・「地域づくり支援制度」の自治区間の不均衡を解消する。

2 実施時期：平成 23 年度から制度開始

住民自治組織等との協働によるまちづくりを推進するために「地区まちづくり推進委員会」の組織化を促しており、組織運営に要する経費を支援することにより、更なる地域活性化の促進を図るため、平成 23 年度から比較的自由度の高い交付金として制度を創設した。

3 交付対象団体（現在）

地区まちづくり推進委員会、町内会、自治会等

4 予算額（単位：千円）

- ・財源は、過疎債ソフトを充当（一部一般財源）

R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
107,298		109,135		107,033		103,516	
95,298		101,635		100,833		98,516	
12,000		7,500		6,200		5,000	

※年度途中で地区まちづくり推進委員会を設立した場合の予算を含むため、別表の交付可能額とは一致しない。

5 制度変遷 ※1 期 5 年とし、3 年目（中間）及び 5 年目に検証を行い、定期的に制度の見直し（様式の簡素化を含む。）を図っている。

(1) 交付対象団体の整理

- ア 「地区まちづくり推進委員会」の認定基準（市が認定）として、「公民館区」は浜田地域では規模が大きすぎるため、「小学校区」を追加〔平成 25 年度改正〕
 ※令和 3 年度に市立公民館を市立まちづくりセンターとして移管（教育部⇒市長部局）

イ 「地区まちづくり推進委員会」と「複数自治会」の違いが分かりにくいため、「複数自治会」を廃止〔平成 28 年度改正〕

当初	現在
①地区まちづくり推進委員会 (1)市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体 (2)1,000 世帯以上の「単一の町」で組織された団体 (3)500 世帯以上の「複数の町」で組織された団体	①地区まちづくり推進委員会 (1)市立まちづくりセンター※の区域内の町内会等で組織された団体 (2)小学校区単位の町内会等で組織された団体 (3)150 世帯以上の「単一の町」で組織された団体 (4)100 世帯以上の「複数の町」で組織された団体
②複数自治会 (1)おおむね 300 世帯以上で構成された「単一の町」で組織された団体 (2)おおむね 200 世帯程度以上で構成された「複数の町」で組織された団体	② 複数自治会を地区まちづくり推進委員会へ統合
③単独自治会 単一又は複数の町内会等で構成された団体	③単独自治会（町内会等） 単一又は複数の町内会等で構成された団体

⇒

(2) 交付金額（積算方法）の変更

- ア 地区まちづくり推進委員会が主体となって取り組む活動を推進するため、基礎額の割合を減額し、構成団体（町内会等）に対しては、基礎額の範囲までしか助成することができないよう制限〔平成 28 年度改正〕
- イ 加算額①として、当初「事務費」及び「事務局運営費」を交付していたが、ほとんどの団体が活動経費として活用していたため、実態に合わせて「活動費」を新設〔平成 28 年度改正〕
- ウ 地区まちづくり計画に基づく地域課題を解決する取組を支援するため「課題解決特別事業」を新設〔平成 28 年度改正〕〔平成 31 年度改正（拡充）〕〔令和 3 年度改正（拡充）〕
- エ 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を推進するため「高齢化加算」を新設〔令和 3 年度改正〕
- オ 将来を担う子どもへの事業（共育・郷育事業など）に関する取り組みを推進するため「年少人口加算」を新設〔令和 3 年度改正〕

①地区まちづくり推進委員会

当初		現在	
基礎額	①均等割 3万円×町内数 ②世帯数割 定額1,800円×世帯数 ③面積割 145円×面積 (ha)	⇒	①均等割 2万円×町内数 ②世帯数割 定額1,500円×世帯数 ③面積割 100円×面積 (ha)
加算額①	④事務費 30万円 ⑤事務局運営費 100万円 ※所属する町内の世帯数が1,500以上の場合や、2つの公民館単位の場合は200万円)	⇒	④活動費 ≪活動基礎額≫ 200万円、100万円、75万円、50万円、30万円 ※団体の規模に応じて交付 ≪高齢化加算≫ 活動基礎額×市平均を超えた割合 ≪年少人口加算≫ 活動基礎額×10%
加算額②	—		⑤課題解決特別事業 1事業あたり限度額50～200万円 ※複数年事業も可

カ 地区まちづくり推進委員会の設立を推進するため、単独自治会の交付額（基礎額）を減額〔平成28年度改正〕

②単独自治会

当初		現在	
基礎額	①均等割 3万円×町内数 ②世帯数割 定額1,800円×世帯数 ③面積割 145円×面積 (ha)	⇒	①均等割 2万円×町内数 ②世帯数割 定額1,200円×世帯数 ③面積割 100円×面積 (ha)

浜田市まちづくり総合交付金制度 検証・検討の進め方及び対応について

1 検討していただきたいこと

- (1) 算定方法について
- (2) 支出項目（費目）について

2 検証・検討していただくにあたって

- (1) 交付金制度の趣旨や目的達成の観点から検証・検討を行う。
- (2) 今回は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で事業期間（第 3 期）として実施している 3 年目にあたる中間検証であり、抜本的な改正（減額など）は考えていません。※世帯数の減少による交付可能額の減額は除く。
- (3) 予算規模は、例年どおり 1 億 1 千万円程度を想定しています。※議会の議決が必要
- (4) 各地域の特性に応じた活動を展開していくために、柔軟な運用が必要
- (5) 活動が活発な地域へ支援を行ってほしいという意見もあり、交付金の一律配分ではなく、メリハリのある部分も必要
- (6) 交付金の運用においては、財源が税金であるという前提を踏まえ、その用途については内容、規模（金額）等の必要性、妥当性について地域住民のみならず、全ての市民に対して説明できるものであることが必要

3 検証・検討後の対応について

当委員会による検証・検討結果を踏まえ、市において次期制度の検討を行い、必要に応じて制度改正及び運用の見直し等を行う。

なお、制度改正及び運用の見直しの時期については、検討結果に応じて以下のとおりとする。

	検討結果	対応
①	早急に改正（見直し）が必要な場合	令和 6 年度に改正（可能なものについては、令和 5 年度に対応）
②	継続して検証・検討が必要な場合	令和 5、6 年度の実績等を基に、次回の検証・検討委員会（令和 7 年度）において、改めて検証・検討を行う。
③	改正（見直し）の必要がない場合	対応なし
④	その他	適切な時期に対応

浜田市まちづくり総合交付金制度 検証・検討の内容及び検討方法等について（案）

当委員会における検証・検討事項

1. 算定方法について

(1)算定項目の評価・検証

- ア 高齢化加算
- イ 年少人口加算

(2)新たな算定項目の検討

- ア 自主防災加算
- イ 町内会加入率加算
- ウ 寒冷地加算
- エ その他

2. 支出項目について

(1)各支出費目等の考え方

- ・ 役員報酬
- ・ 食糧費
- ・ 商品券
- ・ 防犯灯電気代
- ・ 委託費

経緯及び検討内容

1. 算定方法について

(1)算定項目の評価・検証

前回実施した改正検討委員会の結果を受け、令和3年度に改正し新たに追加した「高齢化加算」及び「年少人口加算」について、評価・検証を行う。

(2)新たな算定項目の検討

市が取り組んでいる施策をより推進するため、まちづくり総合交付金に加算を設けることの効果と影響について検討を行う。

また、地域の特性や活動に応じた算定方法のあり方について検討を行う。

2. 支出項目について

本制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという趣旨から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として制度として運用している。

しかしながら、交付金を活用したことによるまちづくり活動への効果が見えにくいとの意見もあり、改めて交付金の活用方法について検証を行う。

検討方法について

1. 算定方法について

(1)算定項目の評価・検証

- ・ 各団体への交付額及び活動実績の分析
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要あり
- ・ 交付団体に対し、加算による影響についてアンケート調査を実施

(2)新たな算定項目の検討

- ・ 既存の他の補助制度との関係性の整理
- ・ 交付団体に対し、各施策を推進するために必要とする支援についてアンケート調査を実施
- ・ 現行の算定方法の再検証

2. 支出項目について

本制度の趣旨や制度内容を改めて確認し、当委員会において、各支出費目等の考え方やまちづくり活動のあり方について意見交換を行い、対象可否を含めて意見交換を行う。